



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

- \*27 児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則 (子ども未来課)..... 1
- \*28 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 ( " )..... 4
- \*29 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター管理規則の一部を改正する規則 (障害福祉課)..... 13
- \*30 和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 14
- \*31 和歌山県証紙規則の一部を改正する規則 ( " )..... 18

### ○ 告示

- \*304 和歌山県中央児童相談所の一時保護施設の入所定員 (子ども未来課)..... 19
- \*305 和歌山県障害児者サポートセンターの医療費の算定方法等 (障害福祉課)..... 19

### ○ 諸報

- 県営住宅等の管理の特例に係る公告 (和歌山県住宅供給公社)..... 20

## 規 則

### 和歌山県規則第27号

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則 (昭和37年和歌山県規則第33号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(負担金の額の決定) 第3条 略 2 略 3 児童相談所長は、法第27条第1項及び第2項の規定による措置をとった場合並びに児童自立生活援助の実施を行った場合は、法第50条第7号、第7号の2及び第7号の3に規定する費用に係る負担金の額の決定を行わなければならない。	(負担金の額の決定) 第3条 略 2 略 3 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター所長又は和歌山県紀南児童相談所長(以下「センター長等」という。)は、法第27条第1項及び第2項の規定による措置をとった場合並びに児童自立生活援助の実施を行った場合は、法第50条第7号、第7号の2及び第7号の3に規定する費用に係る負担金の額の決定を行わなければならない。
4 児童相談所長は、前項の規定により負担金の額の決定を行ったときは、速やかに負担金決定通知書を本人又は扶養義務者に送付しなければならない。	4 センター長等は、前項の規定により負担金の額の決定を行ったときは、速やかに負担金決定通知書を本人又は扶養義務者に送付しなければならない。
5・6 略	5・6 略

(負担金の額の調査)

第 4 条 振興局長は、法第 50 条第 7 号、第 7 号の 2 及び第 7 号の 3 に規定する費用に係る負担金徴収の調査については、児童相談所長の発する措置決定通知書の送付を受けた日から 10 日以内に負担能力認定書により児童相談所長に通知しなければならない。

(負担金の額の再決定)

第 6 条 振興局長及び児童相談所長は、決定した負担金の額の適否を調査し、負担金の額の再決定を毎年 7 月 1 日に行うものとする。ただし、振興局長及び児童相談所長が特に必要と認める理由のあるときは、適宜にこれを行うことができる。

(負担金の減免)

第 7 条 略  
2 前項の規定により減免措置を受けようとする者は、別記第 1 号様式による負担金減免申請書を振興局長又は児童相談所長を経由して知事に提出しなければならない。ただし、法第 20 条の規定による措置をとった場合の負担金に係る申請については、居住地を管轄する保健所長(支所長を含む。)を経由するものとする。

(負担金の納入延期)

第 8 条 略  
2 前項の規定により納入延期を受けようとする者は、別記第 2 号様式による負担金納入延期申請書を振興局長又は児童相談所長を経由して知事に提出しなければならない。ただし、法第 20 条の規定による措置をとった場合の負担金に係る申請については、居住地を管轄する保健所長(支所長を含む。)を経由するものとする。

(納入の通知及び納期限)

第 9 条 略

付則別表 (付則第 3 項関係)  
児童入所施設徴収金基準額表

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部及び児童自立生活援助事業を行う者
階層区分	定義	徴収金基準額(月額)	徴収金基準額(月額)
略			
備考	1～3 略 4 措置児童の属する世帯の階層が B 階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は 0 円とする。 (1)～(3) 略 (4) 「その他の世帯」………保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に生活に困窮していると知事、振興局長及び児童相談所長		

(負担金の額の調査)

第 4 条 振興局長は、法第 50 条第 7 号、第 7 号の 2 及び第 7 号の 3 に規定する費用に係る負担金徴収の調査については、センター長等の発する措置決定通知書の送付を受けた日から 10 日以内に負担能力認定書によりセンター長等に通知しなければならない。

(負担金の額の再決定)

第 6 条 振興局長及びセンター長等は、決定した負担金の額の適否を調査し、負担金の額の再決定を毎年 7 月 1 日に行うものとする。ただし、振興局長及びセンター長等が特に必要と認める理由のあるときは、適宜にこれを行うことができる。

(負担金の減免)

第 7 条 略  
2 前項の規定により減免措置を受けようとする者は、別記第 1 号様式による負担金減免申請書を振興局長又はセンター長等を経由して知事に提出しなければならない。ただし、法第 20 条の規定による措置をとった場合の負担金に係る申請については、居住地を管轄する保健所長(支所長を含む。)を経由するものとする。

(負担金の納入延期)

第 8 条 略  
2 前項の規定により納入延期を受けようとする者は、別記第 2 号様式による負担金納入延期申請書を振興局長又はセンター長等を経由して知事に提出しなければならない。ただし、法第 20 条の規定による措置をとった場合の負担金に係る申請については、居住地を管轄する保健所長(支所長を含む。)を経由するものとする。

第 9 条 略

付則別表 (付則第 3 項関係)  
児童入所施設徴収金基準額表

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部及び児童自立生活援助事業を行う者
階層区分	定義	徴収金基準額(月額)	徴収金基準額(月額)
略			
備考	1～3 略 4 措置児童の属する世帯の階層が B 階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は 0 円とする。 (1)～(3) 略 (4) 「その他の世帯」………保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に生活に困窮していると知事、振興局長及びセンター長等		

が認めた世帯  
5～8 略

別表第1 (第5条関係)  
児童入所施設徴収金基準額表

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分	入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部及び児童自立生活援助事業を行う者	
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
略			
備考	1～4 略 5 措置児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。 (1)～(3) 略 (4) 「その他の世帯」………保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に生活に困窮していると知事、振興局長及び児童相談所長が認めた世帯 6・7 略 8 助産施設における助産の実施については、次のとおりとする。 (1) 法第22条第1項に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。 ア 略 イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。)が、 <u>488,000円</u> 以上であるとき。 (2) 略 9 略		

が認めた世帯  
5～8 略

別表第1 (第5条関係)  
児童入所施設徴収金基準額表

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分	入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部及び児童自立生活援助事業を行う者	
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
略			
備考	1～4 略 5 措置児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。 (1)～(3) 略 (4) 「その他の世帯」………保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に生活に困窮していると知事、振興局長及びセンター長等が認めた世帯 6・7 略 8 助産施設における助産の実施については、次のとおりとする。 (1) 法第22条第1項に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。 ア 略 イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。)が、 <u>408,000円</u> 以上であるとき。 (2) 略 9 略		



別表第2 (第5条関係)  
障害児入所施設徴収金基準額表


各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分		入所施設
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)
略		
備考	1・2 略 3 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設及び法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関(入所に限る。)をいう。 4 措置児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。 (1)～(3) 略 (4) 「その他の世帯」………保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に生活に困窮していると知事、振興局長及び児童相談所長が認めた世帯 5～8 略	

別表第2 (第5条関係)  
障害児入所施設徴収金基準額表

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分		入所施設
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)
略		
備考	1・2 略 3 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設及び法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関(入所に限る。)をいう。 4 措置児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。 (1)～(3) 略 (4) 「その他の世帯」………保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に生活に困窮していると知事、振興局長及びセンター長等が認めた世帯 5～8 略	

別記第1号様式 (その2) 中

「和歌山県子ども・女性・障害者相談センター所長  を  
(和歌山県紀南児童相談所長 ) 」

「和歌山県 児童相談所長 」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第8条及び第9条の改正規定(「センター長等」を「児童相談所長」に改める部分を除く。)、別表第1備考8(1)イの改正規定並びに別表第2備考4の改正規定(「センター長等」を「児童相談所長」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則別表第1備考8の規定は、令和5年4月1日から適用する。

和歌山県規則第28号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和62年和歌山県規則第83号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(権限の委任)	(権限の委任)

第 3 条 知事は、法第32条第 1 項の規定に基づき、法第27条第 1 項及び第 2 項の措置を採る権限並びに児童自立生活援助の実施の権限を和歌山県児童相談所設置条例（昭和39年和歌山県条例第 8 号）に定める児童相談所の長（以下「児童相談所長」という。）に委任する。

2・3 略

第31条の 5 略

（親子再統合支援事業等の開始の届出）

第31条の 6 法第34条の 7 の 2 第 2 項の規定による届出は、親子再統合支援事業等開始届（別記第22号様式の 6）によらなければならない。

（親子再統合支援事業等の変更の届出）

第31条の 7 法第34条の 7 の 2 第 3 項の規定による届出は、親子再統合支援事業等変更届（別記第22号様式の 7）によらなければならない。

（親子再統合支援事業等の廃止又は休止の届出）

第31条の 8 法第34条の 7 の 2 第 4 項の規定による届出は、親子再統合支援事業等廃止（休止）届（別記第22号様式の 8）によらなければならない。

（妊産婦等生活援助事業の開始の届出）

第31条の 9 法第34条の 7 の 5 第 2 項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業開始届（別記第22号様式の 9）によらなければならない。

（妊産婦等生活援助事業の変更の届出）

第31条の 10 法第34条の 7 の 5 第 3 項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業変更届（別記第22号様式の 10）によらなければならない。

（妊産婦等生活援助事業の廃止又は休止の届出）

第31条の 11 法第34条の 7 の 5 第 4 項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業廃止（休止）届（別記第22号様式の 11）によらなければならない。

（一時預かり事業の開始の届出）

第31条の 12 法第34条の 12 第 1 項の規定による届出は、一時預かり事業開始届（別記第22号様式の 12）によらなければならない。

（一時預かり事業の変更の届出）

第31条の 13 法第34条の 12 第 2 項の規定による届出は、一時預かり事業変更届（別記第22号様式の 13）によらなければならない。

（一時預かり事業の廃止又は休止の届出）

第31条の 14 法第34条の 12 第 3 項の規定による届出は、一時預かり事業廃止（休止）届（別記第22号様式の 14）によらなければならない。

（病児保育事業の開始の届出）

第31条の 15 法第34条の 18 第 1 項の規定による届出は、病児保育事業開始届（別記第22号様式の 15）によらなければならない。

（病児保育事業の変更の届出）

第 3 条 知事は、法第32条第 1 項の規定に基づき、法第27条第 1 項及び第 2 項の措置を採る権限並びに児童自立生活援助の実施の権限を和歌山県子ども・女性・障害者相談センター設置及び管理条例（平成 7 年和歌山県条例第33号）第 1 条第 2 項の規定により児童相談所とされる和歌山県子ども・女性・障害者相談センター及び和歌山県紀南児童相談所設置条例（昭和39年和歌山県条例第 8 号）に定める児童相談所の長（以下「児童相談所長」という。）に委任する。

2・3 略

第31条の 5 略

（一時預かり事業の開始の届出）

第31条の 6 法第34条の 12 第 1 項の規定による届出は、一時預かり事業開始届（別記第22号様式の 6）によらなければならない。

（一時預かり事業の変更の届出）

第31条の 7 法第34条の 12 第 2 項の規定による届出は、一時預かり事業変更届（別記第22号様式の 7）によらなければならない。

（一時預かり事業の廃止又は休止の届出）

第31条の 8 法第34条の 12 第 3 項の規定による届出は、一時預かり事業廃止（休止）届（別記第22号様式の 8）によらなければならない。

（病児保育事業の開始の届出）

第31条の 9 法第34条の 18 第 1 項の規定による届出は、病児保育事業開始届（別記第22号様式の 9）によらなければならない。

（病児保育事業の変更の届出）

第31条の 9 法第34条の 18 第 1 項の規定による届出は、病児保育事業開始届（別記第22号様式の 9）によらなければならない。

（病児保育事業の廃止又は休止の届出）

第31条の 9 法第34条の 18 第 1 項の規定による届出は、病児保育事業開始届（別記第22号様式の 9）によらなければならない。

（病児保育事業の変更の届出）

第31条の 9 法第34条の 18 第 1 項の規定による届出は、病児保育事業開始届（別記第22号様式の 9）によらなければならない。

（病児保育事業の変更の届出）

第31条の 9 法第34条の 18 第 1 項の規定による届出は、病児保育事業開始届（別記第22号様式の 9）によらなければならない。

（病児保育事業の変更の届出）

第31条の 9 法第34条の 18 第 1 項の規定による届出は、病児保育事業開始届（別記第22号様式の 9）によらなければならない。

（病児保育事業の変更の届出）

第31条の 9 法第34条の 18 第 1 項の規定による届出は、病児保育事業開始届（別記第22号様式の 9）によらなければならない。

（病児保育事業の変更の届出）

第31条の16 法第34条の18第2項の規定による届出は、病児保育事業変更届(別記第22号様式の16)によらなければならない。

(病児保育事業の廃止又は休止の届出)  
第31条の17 法第34条の18第3項の規定による届出は、病児保育事業廃止(休止)届(別記第22号様式の17)によらなければならない。

第31条の10 法第34条の18第2項の規定による届出は、病児保育事業変更届(別記第22号様式の10)によらなければならない。

(病児保育事業の廃止又は休止の届出)  
第31条の11 法第34条の18第3項の規定による届出は、病児保育事業廃止(休止)届(別記第22号様式の11)によらなければならない。

別記第22号様式の11中「第31条の11関係」を「第31条の17関係」に改め、同様式を別記第22号様式の17とする。

別記第22号様式の10中「第31条の10関係」を「第31条の16関係」に改め、同様式を別記第22号様式の16とする。

別記第22号様式の9中「第31条の9関係」を「第31条の15関係」に改め、同様式を別記第22号様式の15とする。

別記第22号様式の8中「第31条の8関係」を「第31条の14関係」に改め、同様式を別記第22号様式の14とする。

別記第22号様式の7中「第31条の7関係」を「第31条の13関係」に改め、同様式を別記第22号様式の13とする。

別記第22号様式の6中「第31条の6関係」を「第31条の12関係」に改め、同様式を別記第22号様式の12とする。

別記第22号様式の5の次に次の6様式を加える。

別記第22号様式の6 (第31条の6関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

親子再統合支援事業等開始届

次のとおり (親子再統合支援・社会的養護自立支援拠点・意見表明等支援) 事業を開始しますので、届け出ます。

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 3 職員の定数及び職務の内容
- 4 主な職員の氏名及び経歴
- 5 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- 6 事業開始の予定年月日

備考 収支予算書、事業計画書、定款その他の基本約款を記載した書類を添付してください。

別記第22号様式の7 (第31条の7関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

親子再統合支援事業等変更届

次の事項について変更しましたので、届け出ます。

事業の種類		
変更した事項	変更前	
	変更後	
変更した年月日		年 月 日
参考事項		



別記第22号様式の8 (第31条の8関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

親子再統合支援事業等廃止 (休止) 届

次のとおり (親子再統合支援・社会的養護自立支援拠点・意見表明等支援) 事業を廃止 (休止) しますので、届け出ます。

事業の種類	
廃止 (休止) しようとする年月日 (休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間)	(から 年 月 日 年 月 日まで)
廃止又は休止の理由	
現に便宜を受けている者に対する措置	
参考事項	

別記第22号様式の9 (第31条の9関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

妊産婦等生活援助事業開始届

次のとおり妊産婦等生活援助事業を開始しますので、届け出ます。

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 3 職員の定数及び職務の内容
- 4 主な職員の氏名及び経歴
- 5 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- 6 事業開始の予定年月日

備考 収支予算書、事業計画書、定款その他の基本約款を記載した書類を添付してください。

別記第22号様式の10 (第31条の10関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

妊産婦等生活援助事業変更届

次の事項について変更しましたので、届け出ます。

事業の種類		
変更した事項	変更前	
	変更後	
変更した年月日	年 月 日	
参考事項		

別記第22号様式の11 (第31条の11関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

妊産婦等生活援助事業廃止 (休止) 届

次のとおり妊産婦等生活援助事業を廃止 (休止) しますので、届け出ます。

事業の種類	
廃止 (休止) しようとする年月日 (休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間)	年 月 日 (から 年 月 日まで)
廃止又は休止の理由	
現に便宜を受けている者に対する措置	
参考事項	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県規則第29号

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター管理規則の一部を改正する規則

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター管理規則（平成7年和歌山県規則第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>和歌山県障害児者サポートセンター管理規則</u></p>	<p><u>和歌山県子ども・女性・障害者相談センター管理規則</u></p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>和歌山県障害児者サポートセンター</u>（以下「<u>サポートセンター</u>」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>和歌山県子ども・女性・障害者相談センター</u>（以下「<u>相談センター</u>」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(開所時間)</p> <p>第2条 <u>サポートセンター</u>（第4条に掲げる施設を除く。次条において同じ。）の開所時間は、午前9時から午後5時45分までとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(開所時間)</p> <p>第2条 <u>相談センター</u>（第4条に掲げる施設を除く。次条において同じ。）の開所時間は、午前9時から午後5時45分までとする。</p> <p>2 略</p>
<p>(休所日)</p> <p>第3条 <u>サポートセンター</u>の休所日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(休所日)</p> <p>第3条 <u>相談センター</u>の休所日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(使用を承認する施設)</p> <p>第4条 <u>サポートセンター</u>の施設のうち次に掲げる施設（以下単に「<u>施設</u>」という。）を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p>	<p>(使用を承認する施設)</p> <p>第4条 <u>相談センター</u>の施設のうち次に掲げる施設（以下単に「<u>施設</u>」という。）を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p>
<p>(温水プール以外の施設の休日)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>和歌山県障害児者サポートセンター</u>所長（以下「<u>所長</u>」という。）は、災害その他急迫の事情のため温水プール以外の施設の使用を休止した場合には、次に掲げる事項を直ちに知事に報告するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(温水プール以外の施設の休日)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>和歌山県子ども・女性・障害者相談センター</u>所長（以下「<u>所長</u>」という。）は、災害その他急迫の事情のため温水プール以外の施設の使用を休止した場合には、次に掲げる事項を直ちに知事に報告するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
<p>(温水プール以外の施設の使用の承認)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の承認をする場合において、</p>	<p>(温水プール以外の施設の使用の承認)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の承認をする場合において、</p>

サポートセンターの管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

4・5 略

(温水プールの使用の承認)

第8条の3 略

2 略

3 知事は、第1項の承認をする場合において、サポートセンターの管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

4 略

(使用承認の制限)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、施設の使用を承認してはならない。

(1) 略

(2) サポートセンターの設置の目的に反すると認められるとき。

(3) 略

(4) その他サポートセンターの管理及び運営上支障があると認められるとき。

(使用承認の取消し等)

第10条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用の承認の全部若しくは一部を取り消し、又はその使用の方法を制限することができる。

(1) この規則に違反し、又はこの規則に基づくサポートセンターの職員(以下「職員」という。)の指示に従わないとき。

(2)~(4) 略

(5) その他サポートセンターの管理及び運営上支障があると認められるとき。

2 略

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、サポートセンターの管理に関し必要な事項は、知事の承認を得て所長が定める。

相談センターの管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

4・5 略

(温水プールの使用の承認)

第8条の3 略

2 略

3 知事は、第1項の承認をする場合において、相談センターの管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

4 略

(使用承認の制限)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、施設の使用を承認してはならない。

(1) 略

(2) 相談センターの設置の目的に反すると認められるとき。

(3) 略

(4) その他相談センターの管理及び運営上支障があると認められるとき。

(使用承認の取消し等)

第10条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用の承認の全部若しくは一部を取り消し、又はその使用の方法を制限することができる。

(1) この規則に違反し、又はこの規則に基づく相談センターの職員(以下「職員」という。)の指示に従わないとき。

(2)~(4) 略

(5) その他相談センターの管理及び運営上支障があると認められるとき。

2 略

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、相談センターの管理に関し必要な事項は、知事の承認を得て所長が定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県規則第30号

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県会計職員に関する規則(昭和39年和歌山県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会計課等の出納員の会計事務)</p> <p>第9条 会計課の出納員は、前条の規定により委任された会計管理者の権限に属する事務(以下「委任事務」という。)のほか、次に掲げる事務(他の出納員の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。</p> <p>(1)~(9) 略</p>	<p>(会計課等の出納員の会計事務)</p> <p>第9条 会計課の出納員は、前条の規定により委任された会計管理者の権限に属する事務(以下「委任事務」という。)のほか、次に掲げる事務(他の出納員の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。</p> <p>(1)~(9) 略</p>

(10) 法第243条の2第1項の規定により歳入の徴収若しくは歳入(歳入歳出外現金を含む。)の収納又は支出に関する事務を委託した場合における当該事務の検査に関すること。

(11)～(13) 略

(14) 振興局(海草振興局を除く。)、東京事務所、紀北県税事務所、紀中県税事務所、紀南県税事務所、南紀熊野ジオパークセンター、紀南児童相談所、仙溪学園、高等看護学院、なぎ看護学校及び田辺産業技術専門学院における旅費(災害その他緊急に支給する必要があるものを除く。)に係る支出負担行為の確認及び支出に関すること。

(15) 略

2～4 略

(かい等の出納員の会計事務)

第11条 略

2 振興局地域づくり部の会計専門員又は会計駐在員の職にある出納員は、委任事務のほか、次に掲げる事務(他のかい等の出納員の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(1)・(2) 略

(3) 別表第4に掲げるかいの所掌事務に伴う歳入歳出外現金の払渡しに係る支払(伊都振興局地域づくり部の会計専門員の職にある出納員にあつては、農林大学の軽易な支出に伴うものを除く。)に関する(和歌山県財務規則第117条第3項ただし書に該当するものを除く。)

3～5 略

別表第1 (第5条関係)

振興局地域づくり部(東牟婁振興局地域づくり部串本地区駐在を除く。)	略
東牟婁振興局地域づくり部串本地区駐在	略
略	
消防学校	略
南紀熊野ジオパークセンター	事務長
略	
中央児童相談所	総務企画課長
略	
ジェンダー平等推進センター	企画課長
DV相談支援センター	相談支援課長
障害児者サポートセンター	障害者支援課長

(10) 歳入の徴収若しくは収納の事務又は支出の事務を私人に委託した場合における当該事務の検査に関すること。

(11)～(13) 略

(14) 振興局(海草振興局を除く。)、東京事務所、紀北県税事務所、紀中県税事務所、紀南県税事務所、紀南児童相談所、仙溪学園、高等看護学院、なぎ看護学校及び田辺産業技術専門学院における旅費(災害その他緊急に支給する必要があるものを除く。)に係る支出負担行為の確認及び支出に関すること。

(15) 略

2～4 略

(かい等の出納員の会計事務)

第11条 略

2 振興局地域振興部の会計専門員又は会計駐在員の職にある出納員は、委任事務のほか、次に掲げる事務(他のかい等の出納員の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(1)・(2) 略

(3) 別表第4に掲げるかいの所掌事務に伴う歳入歳出外現金の払渡しに係る支払(伊都振興局地域振興部の会計専門員の職にある出納員にあつては、農林大学の軽易な支出に伴うものを除く。)に関する(和歌山県財務規則第117条第3項ただし書に該当するものを除く。)

3～5 略

別表第1 (第5条関係)

振興局地域振興部(東牟婁振興局地域振興部串本地区駐在を除く。)	略
東牟婁振興局地域振興部串本地区駐在	略
略	
消防学校	略
略	
男女共同参画センター	企画課長
略	
子ども・女性・障害者相談センター	総務企画課長

略

略

別表第 2 (第 8 条関係)

出納員名	委任事務
略	
4 税務課の出納員	(1)～(4) 略 (5) 地方税法第37条の2第1項第1号に規定する寄附金又は法人税法(昭和40年法律第34号)第37条第3項第1号に規定する寄附金(次号において「寄附金」と総称する。)を直接収納し、及び一時保管すること。  (6) 寄附金を口座振込み又は株式会社ゆうちょ銀行が指定する払込取扱票による払込みの方法で収納し、及び一時保管すること。 (7)・(8) 略
略	
8 那賀振興局、有田振興局及び西牟婁振興局の地域づくり部の副部長の職にある出納員	略
9 伊都振興局、日高振興局及び東牟婁振興局の地域づくり部の副部長の職にある出納員	略
略	
14 その他のか いの出納員(東牟婁振興局地域づくり部の会計駐在員の職にある出納員を除く。)	略
略	略

別表第 2 (第 8 条関係)

出納員名	委任事務
略	
4 税務課の出納員	(1)～(4) 略 (5) 地方税法第37条の2第1項第1号に規定する寄附金又は法人税法(昭和40年法律第34号)第37条第3項第1号に規定する寄附金を口座振込み又は株式会社ゆうちょ銀行が指定する払込取扱票による払込みの方法で収納し、及び一時保管すること。  (6)・(7) 略
略	
8 那賀振興局、有田振興局及び西牟婁振興局の地域振興部の副部長の職にある出納員	略
9 伊都振興局、日高振興局及び東牟婁振興局の地域振興部の副部長の職にある出納員	略
略	
14 その他のか いの出納員(東牟婁振興局地域振興部の会計駐在員の職にある出納員を除く。)	略
略	略

別表第 4 (第 9 条、第11条関係)

出納員の区分	支払等の事務主管の対象となるかい
1 会計課の出納員	海草振興局 文書館 和歌山 県税事務所 消防学校 環境

別表第 4 (第 9 条、第11条関係)

出納員の区分	支払等の事務主管の対象となるかい
1 会計課の出納員	海草振興局 文書館 和歌山 県税事務所 消防学校 環境



	衛生研究センター 動物愛護センター 消費生活センター 中央児童相談所 ジェンダー平等推進センター DV相談支援センター 障害児者サポートセンター 精神保健福祉センター 公営競技事務所 工業技術センター 和歌山産業技術専門学院 農林大学校 和歌山下津港湾事務所 向陽中学校 向陽高等学校 桐蔭中学校 桐蔭高等学校 星林高等学校 和歌山北高等学校 和歌山東高等学校 和歌山高等学校 和歌山工業高等学校 和歌山商業高等学校 海南高等学校 きのくに青雲高等学校 和歌山盲学校 和歌山ろう学校 紀北支援学校 紀伊コスモス支援学校 和歌山さくら支援学校 図書館 近代美術館 博物館 紀伊風土記の丘 自然博物館 紀北教育事務所 和歌山東警察署 和歌山西警察署 和歌山北警察署 海南警察署
2 那賀振興局地域づくり部の会計専門員の職にある出納員	略
3 伊都振興局地域づくり部の会計専門員の職にある出納員	略
4 有田振興局地域づくり部の会計専門員の職にある出納員	略
5 日高振興局地域づくり部の会計専門員の職にある出納員	略
6 西牟婁振興局地域づくり部の会計専門員の職にある出納員	略
7 東牟婁振興局地域づくり部の会計専門員の職にある出納員	略

	衛生研究センター 動物愛護センター 消費生活センター 男女共同参画センター 子ども・女性・障害者相談センター 精神保健福祉センター 公営競技事務所 工業技術センター 和歌山産業技術専門学院 農林大学校 和歌山下津港湾事務所 向陽中学校 向陽高等学校 桐蔭中学校 桐蔭高等学校 星林高等学校 和歌山北高等学校 和歌山東高等学校 和歌山高等学校 和歌山工業高等学校 和歌山商業高等学校 海南高等学校 きのくに青雲高等学校 和歌山盲学校 和歌山ろう学校 紀北支援学校 紀伊コスモス支援学校 和歌山さくら支援学校 図書館 近代美術館 博物館 紀伊風土記の丘 自然博物館 紀北教育事務所 和歌山東警察署 和歌山西警察署 和歌山北警察署 海南警察署
2 那賀振興局地域振興部の会計専門員の職にある出納員	略
3 伊都振興局地域振興部の会計専門員の職にある出納員	略
4 有田振興局地域振興部の会計専門員の職にある出納員	略
5 日高振興局地域振興部の会計専門員の職にある出納員	略
6 西牟婁振興局地域振興部の会計専門員の職にある出納員	略
7 東牟婁振興局地域振興部の会計専門員の職にある出納員	略

8 東牟婁振興局地域づくり部の会計駐在員の職にある出納員	東牟婁振興局 (健康福祉部串本支所及び串本建設部) 南紀熊野ジオパークセンター 串本古座高等学校
8 東牟婁振興局地域振興部の会計駐在員の職にある出納員	東牟婁振興局 (健康福祉部串本支所及び串本建設部) 串本古座高等学校

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県規則第31号

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則

和歌山県証紙規則 (昭和39年和歌山県規則第29号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1 (第2条関係) 和歌山県使用料及び手数料条例 (昭和22年和歌山県条例第28号) に基づく次に掲げる手数料</p> <p>1 略</p> <p>2 国際課及び振興局地域づくり部が行う旅券法の施行に関する事務に係る手数料のうち同法第20条第1項第1号から第3号までの処分に係るもの (地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者が同法第231条の2の5第1項の規定により納付する場合に限る。)</p> <p>3～14 略</p> <p>別表第2 (第5条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>売りさばき機関</p> <p>海草振興局健康福祉部 海草振興局建設部 海草振興局建設部海南工事事務所 那賀振興局地域づくり部 伊都振興局地域づくり部 有田振興局地域づくり部 有田振興局健康福祉部 日高振興局地域づくり部 日高振興局健康福祉部 西牟婁振興局地域づくり部 東牟婁振興局地域づくり部 東牟婁振興局健康福祉部串本支所 東牟婁振興局串本建設部 和歌山県税事務所 紀北県税事務所 紀中県税事務所 環境衛生研究センター 動物愛護センター 和歌山産業技術専門学院 田辺産業技術専門学院 工業技術センター</p> </div> <p>別記第9号様式 (第14条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>年度 半期末 証紙売りさばき報告書 略</p> <p>売りさばき機関の長 (警察本部会計課長) _____</p> <p>(指定金融機関名)</p> <p>略</p> </div>	<p>別表第1 (第2条関係) 和歌山県使用料及び手数料条例 (昭和22年和歌山県条例第28号) に基づく次に掲げる手数料</p> <p>1 略</p> <p>2 国際課及び振興局地域振興部が行う旅券法の施行に関する事務に係る手数料のうち同法第20条第1項第1号から第3号までの処分に係るもの (地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者が同法第231条の2の5第1項の規定により納付する場合に限る。)</p> <p>3～14 略</p> <p>別表第2 (第5条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>売りさばき機関</p> <p>海草振興局健康福祉部 海草振興局建設部 海草振興局建設部海南工事事務所 那賀振興局地域振興部 伊都振興局地域振興部 有田振興局地域振興部 有田振興局健康福祉部 日高振興局地域振興部 日高振興局健康福祉部 西牟婁振興局地域振興部 東牟婁振興局地域振興部 東牟婁振興局健康福祉部串本支所 東牟婁振興局串本建設部 和歌山県税事務所 紀北県税事務所 紀中県税事務所 環境衛生研究センター 動物愛護センター 和歌山産業技術専門学院 田辺産業技術専門学院 工業技術センター</p> </div> <p>別記第9号様式 (第14条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>年度 半期末 証紙売りさばき報告書 略</p> <p>売りさばき機関の長 (警察本部会計課長) _____</p> <p>(指定金融機関名) <span style="float: right;">印</span></p> <p>略</p> </div>

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別記第9号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 告 示

## 和歌山県告示第304号

和歌山県中央児童相談所の一時保護施設の入所定員を次のように定め、令和6年4月1日から実施する。

平成21年和歌山県告示第363号（和歌山県子ども・女性・障害者相談センターの一時保護施設の入所定員）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

名 称	入所定員
中央児童相談所一時保護施設	25人

## 和歌山県告示第305号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号。以下「条例」という。）別表第1第11項の第2第1号ただし書の規定により、和歌山県障害児者サポートセンターにおける医療に要する費用（以下「医療費」という。）の算定方法等について次のように定め、令和6年4月1日から適用する。

平成26年和歌山県告示第299号（和歌山県子ども・女性・障害者相談センターの医療費の算定方法等）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定又は同法第56条第1項に規定する法令その他の法令に基づき医療に関する給付が行われる場合の医療費の額は、条例別表第1第11項の第2第1号本文に定める算定方法により算定する額とする。ただし、当該法令にこれと異なる定めがある場合は、当該法令に基づき算定する額とする。
- 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用を受ける場合の医療費を算定する場合における1点あたりに乗ずる単価は、次のとおりとする。
  - 労働者災害補償保険法の適用のあるもの 11.5円
  - 自動車損害賠償保障法の適用のあるもの 20円
- 第1項及び条例別表第1第11項の第2第1号本文に定める算定方法により医療費を算定する場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものではない部分があるときは、当該部分に係る医療費の額は、第1項及び条例別表第1第11項の第2第1号本文に定める算定方法により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 前2項の規定により算定された医療費の合計額に10円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 文書料
  - 自動車損害賠償保障法関係診断書、訴訟関係診断書、死体検案書その他特に複雑な診断書及び自動

車損害賠償保障法関係診療報酬明細書その他特に複雑な証明書 1件につき 4,400円

(2) 恩給診断書、各種障害年金等受給診断書、生命保険関係診断書その他複雑な診断書及び証明書 1件につき 3,300円

(3) 死亡診断書、普通診断書、健康診断書、身体障害者手帳交付用診断書、特定疾患公費負担申請用診断書、精神障害者健康福祉手帳交付用診断書、通院医療公費負担申請用診断書その他通常の診断書及び証明書 1件につき 2,200円

(4) 死亡診断書(死亡届市町村提出用) その他簡単な診断書及び医療費支払証明書、入院・通院証明書その他簡単な証明書 1件につき 1,100円

## 諸 報

### 公 告

公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和6年3月29日

和歌山県住宅供給公社理事長 下 宏

- 1 和歌山県に代わって県営住宅及び共同施設(以下「県営住宅等」という。)の管理を行う者  
和歌山県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う県営住宅等  
和歌山県営住宅条例(平成9年和歌山県条例第42号)別表第1及び第2に掲げる県営住宅等
- 3 1で定める者が行う県営住宅等の管理の内容
  - (1) 2で定める県営住宅等のうち和歌山市、海南市、橋本市、有田市、紀の川市、岩出市、海草郡、伊都郡及び有田郡の区域に存する団地に係る管理の内容
    - ア 法第3章の規定(家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。)による県営住宅等の管理
    - イ 県営住宅等の修繕に関する業務その他アに付随する業務
  - (2) 2で定める県営住宅等のうち、(1)に掲げる県営住宅等以外のものに係る管理の内容  
和歌山県営住宅条例第4条に規定する入居者の募集及び同条例第9条第1項に規定する抽選に関する業務
- 4 1で定める者が県営住宅等の管理を行う期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで